

秘

指定統計第26号 農林業センサス

様式第9の2号

1970年世界農林業センサス

林家以外の 調査票〔2〕
林業事業体

(慣行共有・財産区用)

昭和45年2月1日調査

都道府 県名	市 町 村名	旧市区 町村名	林業 事業体
番 号			

(名義区分)

(実態区分)

(符号に○)

会 社	共 同	個 人	部 落	旧 市 町 村	財 産 区	慣 行 共 有
会 社	共 同	個 人	部 落	旧 市 町 村	財 産 区	慣 行 共 有

林業事
業体名

代表者
氏 名

農 林 省

〔判定〕

最初に判定し、
A₁A₂A₃Bのど
れかを○で囲
み、○に従っ
て調査する。

- ① 山林からの収入や林産物を、部落費や部落の公共事業に使用することがある。 A₁
② その山林は、昔からのしきたり(入金の慣行)で、もっている、利用している、または利用させている。 A₂
③ 山林の権利者になる資格に、どこそこの部落に住んでいるものに限るという制限がある。 A₃
④ どれも該当しない。 B
- A₁A₂A₃となったものは、(実態区分)慣を○で囲む。
○ A₁A₂A₃となったものすべてと、Bとなった財産区は、この調査票で調査をつける。
○ Bとなったもの(うち財産区は除く)は、該当の調査票で調査する。

1 山林面積

〔〇現在が山林であれば台帳地目は何であつてもよい。〕
〔〇面積は台帳面積でなく実地の面積を聞く。〕
〔〇他の市町村にある山林も含める。〕

(1) 所有山林面積・保有山林面積

所有山林 〔〇割地してもらつていて、割りかえされないものは所有山林に含める。〕 〔〇他人へ割地してやっている山林で、割りかえされないものは所有山林から除く。〕	ha	a
①		
他人に分取させている山林	②	
貸 付 林	③	
割地してやっている山林で、割りかえされる山林	④	
〔①-②-③-④〕	●	
所有山林から除いた、他人へ割地してやっている山林で割りかえされない山林	⑤	

他人の土地へ分取している山林	⑥	
借 入 林	⑦	
割地してもらつていて山林で割りかえされる山林	⑧	
〔⑥+⑦+⑧〕	●	
単独で経営できる山林は	⑨	
〔⑥+⑦〕	⑩	
以下、これを「保有山林」と呼びます		
〔保有山林面積が1ヘクタール未満なら調査終了。〕 〔以下は保有山林面積(1ヘクタール以上の事業体について聞く)〕		

部落の説明
ここで部落というのは、一般に部落というのと大体同じと考へてよいけれども、次の約束をおぼえておいてください。
◆組・小字・字・大字・区・旧市町村など、その呼びかたに關係なく、その地域を部落と考へます。
◆二つ以上の部落の共有の場合は、その二つ以上の部落の範圍を、別の一つの部落と考へます。

〔保有山林面積符号〕

0.1 ~ 1 ha	1
1 ~ 5 ha	2
5 ~ 10 ha	3
10 ~ 20 ha	4
20 ~ 30 ha	5
30 ~ 50 ha	6
50 ~ 100 ha	7
100 ~ 200 ha	8
200 ~ 500 ha	9
500 ha 以上	10

人工林	⑪
比 率	⑫
%	

〔人工林比率符号〕

な し	0
10 % 以下	1
11 ~ 20 %	2
21 ~ 40 %	3
41 ~ 60 %	4
61 ~ 80 %	5
81 % 以上	6

(2) 保有山林について主産物を権利者に共同で採取利用させている山林と、そうでない山林の面積

共同利用の山林	⑬	
そうでない山林(直接利用)	⑭	
計〔⑬+⑭〕		

(3) 保有山林のうちわけ

針 葉 樹 林	⑮	
広 葉 樹 林	⑯	
竹 林・特殊樹林	⑰	
計〔⑮+⑯+⑰〕		

(4) 人工林面積

人工林の伐採跡地	⑱	
10 年 生 以 下	⑲	
11 ~ 30 年 生	⑳	
31 年 生 以 上	㉑	
計〔⑱+⑲+⑳+㉑〕	㉒	

2 植林・下刈り等〔過去1年間のこと。〔保有山林についてだけ聞く。〕〕

(1) 植林面積

人工林の伐採跡地へ	①	
天然林の伐採跡地へ	②	
その他の土地へ	③	
計〔①+②+③〕		

(2) 下刈りをしたのべ面積

(3) 下刈りに刈払機を使用した(V印)

(4) 保有山林に施肥(化学肥料)をした(V印)

3 労 働

過去1年間に保有山林の植林や手入れにかかった労力

直 接 雇 用	①	のべ 人日
委託・請負わせ	②	
権利者(構成員)の義務出役	③	
そ の 他	④	
計〔①+②+③+④〕		

4 販 売

(1) 過去1年間に販売した保有山林からの林産物 (販売したものにV印)
(2) 過去1年間の保有山林からの林産物総販売金額 (どれか1つに必ずV印)

用 材	立 木	①	()
	素 材	②	()
	薪炭原木・チップ材	③	()
	しいたけ、なめこのはだ木用原木	④	()
	木 炭・ま き	⑤	()
	竹 材、特殊林産物	⑥	()

販売なし	0
5万円未満	1
5 ~ 20万円	2
20 ~ 50万円	3
50 ~ 100万円	4
100 ~ 200万円	5
200 ~ 500万円	6
500 ~ 1,000万円	7
1,000 ~ 2,000万円	8
2,000万円以上	9

5 権 利 者〔慣行共有の事業体だけ聞く。〕

- (1) この事業体の山林に対し、昔からのしきたりによる利用の権利がある権利者の数.....
(2) この権利者の大半が住んでいる地域と農業集落の範囲との比較
(どれか1つに必ずV印)
農業集落より大きい() 同じ() 農業集落より小さい()
(3) 新しく権利者となれるか (どちらか1つに必ずV印)
ア. 新しく加入することは全然許されない.....
イ. 一定の条件つきで加入が許される.....
(4) 権利者がよそへ転出するときの権利のゆくり (どちらか1つに必ずV印)
ア. 権利はなくなる.....
イ. そのまま権利は残る.....

指導員
氏 名